

平成20年度 民間企業の研究活動に関する調査報告

科学技術政策研究所(所長 和田智明)では、民間企業の研究活動に関する調査の結果をとりまとめました。この調査は昭和 43 年度以来ほぼ毎年実施しており、平成 20 年度調査では、近年の合併・買収(M&A)が研究開発活動に及ぼす影響、「オープンイノベーション」の推進方法のひとつとされる共同研究開発等の実施状況、製品等のデザインに関する活動とイノベーションの関係、研究開発優遇税制等の制度の利用状況を集中的に明らかにしました。集計された企業は 1,154 社(回収率 33.7%)でした。

主な調査結果は以下のとおりです。

- ・過去 3 年間に売上高が 10%以上増加した企業のうち半数は研究開発費を 10%以上増加させており、また研究開発費を 10%以上増加させている企業では、イノベーションを実施する割合も高くなっています。
- ・イノベーション実施企業の割合は、市場での競合企業数の増加に伴って高まるが、競合企業数が 20 社以上になると次第に減少しました。すなわち、競合企業の存在はイノベーションを刺激するが、競争が過度に及ぶと逆にイノベーションは停滞することが示唆されました。
- ・2003 年から 2005 年の 3 年間に行なわれた M&A の実施理由のうち、「研究開発力の強化」が選択された割合は 16 項目中 7 位に止まりました。しかし、M&A の実施から 2 年後の決算時に研究開発費を 10%以上増加させた企業は 17%、±10%未満の変化であった企業は 78%、10%以上減少させた企業は 5%で、10%以上増加させた企業が 10%以上減少させた企業を上回りました。
- ・過去 3 年間に大学・公的研究機関と共同研究開発等を実施した企業は 65%で、その主な実施理由としては、「研究開発力・技術力の向上」と「社内にはない技術知識・設備の活用」が挙げられる一方、「自社の技術領域に見合う研究相手が存在しない」こと等が主な不実施理由として挙げられました。
- ・製品・サービスに関する何らかのデザイン活動は、67%の企業で実施されていました。デザイン活動を実施している企業では、実施していない企業よりも、イノベーションの実施割合が高いという結果が得られました。
- ・研究開発優遇税制(税額控除制度)の利用企業は、2002 年度では 12%でしたが、総額にかかる税額控除制度が導入された 2003 年度に 32%に増加し、それ以後、4 割弱で推移していました。現行の研究開発優遇税制を利用する上で問題があるとする回答割合は、制度を利用した企業の 28%でした。具体的な問題点として半数以上の企業が、税法上の試験研究費と、企業が認識している研究開発費の定義が異なる点を挙げています。

※ 本報告書につきましては、科学技術政策研究所ホームページ

(<http://www.nistep.go.jp/index-j.html>の「報告書」欄)に掲載されるので、そちらで入手することが可能です。

(お問い合わせ)

科学技術政策研究所 第2研究グループ

担当:永田・長谷川

TEL:03-5775-2651 FAX: 03-3408-0751